

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年六月十四日法律第五十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第三章並びに第三十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2・3 （略）